

景観法及び景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 景観法施行令の一部改正

一 景観計画区域内において届出を要しない行為

景観計画区域内において届出を要しない行為として、景観計画に定められた開発行為等の制限のすべてについて条例で制限が定められている場合における準景観地区内でこの条例の規定による許可を受けて行う開発行為等を規定すること。

(第十条関係)

二 景観地区に関する都市計画に定められた制限に適合することを要しない形態意匠に係る義務を定めている他の法令の規定

景観地区に関する都市計画に定められた制限に適合することを要しない形態意匠に係る義務を定めている他の法令の規定は、第十一条第二号、第六号及び第七号に掲げる法律及びこれらの規定に基づく命令の規定で建築物又はその部分の形態意匠に係るものとする。

(第十八条関係)

三 形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置による損害の補償に係る収用委員会の裁決の申請手続

形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置による損害の補償に係る収用委員会の裁決を求めようとする者は、裁決申請者の氏名又は名称及び住所、当該建築物の形態意匠、用途及び構造の概要、法第七十条第一項の規定による命令の内容等を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならないものとする。

(第十九条関係)

四 報告及び立入検査

1 市町村長は、建築物につき、その建築等に関する工事のうち屋根、外壁、門、塀その他屋外に面する部分に係るものの計画又は施工の状況に関し報告させることができるものとする。

2 市町村長は、その職員に、建築物の敷地又は工事現場に立ち入り、当該建築物の屋根、外壁、門、塀その他屋外に面する部分及びこれらに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができるものとする。

(第二十条関係)

五 条例で景観地区内の工作物についてその形態意匠等の制限を定める場合の基準

1 景観地区内の工作物の形態意匠の制限は、当該景観地区に関する都市計画において定められた建築物の形態意匠の制限と相まって、建築物及び工作物が一体として地域の個性及び特色の伸長に資するものとなるように定めるものとする。

2 工作物の高さの最高限度は、地域の特性に応じた高さを有する建築物及び工作物を整備し又は保全することが良好な景観の形成を図るために特に必要と認められる区域、当該市街地が連続する山の稜線その他その背景と一体となって構成している良好な景観を保全するために特に必要と認められる区域その他一定の高さを超える工作物の建設等を禁止することが良好な景観の形成を図るために特に必要と認められる区域について定めるものとする。

3 工作物の高さの最低限度は、地域の特性に応じた高さを有する建築物及び工作物を整備し又は保全することが良好な景観の形成を図るために特に必要と認められる区域について定めるものとする。

4 壁面後退区域における工作物の設置の制限は、当該壁面後退区域において空地を確保することが良好な景観の形成を図るために特に必要と認められる区域について定めるものとする。

5 前各号の制限は、工作物の利用上の必要性、当該景観地区内における土地利用の状況等を考慮し、

地域の特性にふさわしい良好な景観の形成を図るため、合理的に必要と認められる限度において定めるものとする。

6 景観地区工作物制限条例には、次に掲げる法第七十二条第一項の制限の適用の除外に関する規定を定めるものとする。

(1) 第十一条各号、道路法第四十五条第二項並びに道路交通法第四条第四項及び第五項、第六条第五項並びに第百十四条の七の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定で工作物又はその部分の形態意匠に係るものに基づく当該工作物又はその部分の形態意匠に係るものに基づく当該工作物又はその部分の形態意匠に関する規定

(2) 法第六十九条の規定の例による工作物についての適用の除外に関する規定

(3) 屋外広告物法第四条又は第五条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置についての適用の除外に関する規定
(第二十一条関係)

六 条例で景観地区又は準景観地区内において規制をすることができる行為

条例で景観地区又は準景観地区内において規制をすることができる行為として、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（開発行為を除く。）、木竹の植栽又は伐採、屋外におけ

る土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積、水面の埋立て又は干拓及び特定照明を規定すること。

(第二十二条関係)

七 条例で景観地区内において開発行為等について規制をする場合の基準

1 開発行為又は六に該当する行為であつて、地域の特性及び土地利用の状況等からみて、当該景観地区における良好な景観の形成に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるものについて規制をするものとする。

2 開発行為又は六に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ、市町村長の許可を受けなければならないものとする。この場合において、国の機関又は地方公共団体が同様の行為をしようとするときは、あらかじめ、市町村長に協議しなければならないものとする。

3 規制は次に掲げるものによるものとする。

(1) 開発行為についての規制は、開発行為後の地貌が地域の景観と著しく不調和とならないように、

景観地区開発行為等制限条例で、切土若しくは盛土によって生じる法の高さの最高限度、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度又は木竹の保全若しくは適切な植栽が行われる

土地の面積の最低限度を定めて行うこと。

- (2) 景観地区開発行為等制限条例には、非常災害のため必要な応急措置として行う行為、景観農業振興地域整備計画に条例で定める開発行為等の制限と同等以上のものと認められる制限に関する事項が定められている場合における農業振興地域の整備に関する法律第十五条の十五の許可に係る行為等について、開発行為等の制限の適用の除外に関する規定を定めること。（第二十三条関係）

八 条例で準景観地区内における建築物又は工作物について規制をする場合の基準

- 1 条例で準景観地区内における建築物又は工作物について規制する場合の基準は、次のとおりとする
こと。

- (1) 条例で建築物の形態意匠の制限を定めて行うほか、工作物の形態意匠の制限又は高さの最高限度若しくは最低限度等のうち良好な景観の保全のために必要と認められるものを定めて行うこと。

- (2) 条例には、景観地区内における建築物又は工作物に関する規定の例により、建築物の建築等又は工作物の建設等についての計画の認定、違反是正のための措置その他の措置のうち、必要なものを定めること。

2 準景観地区内における建築物又は工作物の制限は、景観地区内における建築物又は工作物の形態意匠等の制限に準じるものとする事
(第二十四条関係)

九 条例で準景観地区内における開発行為等について規制をする場合の基準
条例で準景観地区内における開発行為等について規制する場合の基準は、景観地区内における開発行為等についての規制の基準に準じるものとする事。
(第二十五条関係)

十 条例で地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠について制限を行う場合の基準
1 建築物又は工作物の形態意匠の制限は、建築物又は工作物が一体として地域の個性及び特色の伸長に資するものとなるように定める事。

2 条例には、景観地区内における建築物又は工作物の適用の除外に関する規定の例による形態意匠の制限の適用の除外に関する規定を定める事。
(第二十六条関係)

十一 被災者が自ら使用するための応急仮設建築物の規模
被災者が自ら使用するための応急仮設建築物の規模は、三十平方メートルとすること。

(第二十七条関係)

第二 建築基準法施行令の一部改正

条例で準景観地区内における建築物について制限をする場合の基準は、次に掲げる事項のうち必要なものについて、それぞれの事項に適合するものでなければならぬとする。

1 建築物の高さの最高限度 地域の特性に応じた高さを有する建築物を整備し又は保全することが良好な景観の保全を図るために特に必要と認められる区域、当該地域が連続する山の稜線（せりぞき）その他その背景と一体となつて構成している良好な景観を保全するために特に必要と認められる区域その他一定の高さを超える建築物の建築を禁止することが良好な景観の保全を図るために特に必要と認められる区域について、当該区域における良好な景観の保全に貢献する合理的な数値であり、かつ、地階を除く階数が二である建築物の通常の高さを下回らない数値である。

2 建築物の高さの最低限度 地域の特性に応じた高さを有する建築物を整備し又は保全することが良好な景観の保全を図るために特に必要と認められる区域について、当該区域における良好な景観の保全に貢献する合理的な数値である。

3 壁面の位置の制限 建築物の位置を整えることが良好な景観の保全を図るために特に必要と認めら

れる区域について、当該区域における良好な景観の保全に貢献する合理的な制限であり、かつ、建築物の壁若しくはこれに代わる柱の位置の制限又は当該制限と併せて定められた建築物に附属する門若しくは塀で高さ二メートルを超えるものの位置の制限であること。

4 建築物の敷地面積の最低限度 建築物の敷地が細分化されることを防止することが良好な景観の保全を図るために特に必要と認められる区域について、当該区域における良好な景観の保全に貢献する合理的な数値であること。

第三 日本道路公団法施行令等の一部改正

公団等を国の機関とみなして規定を準用する規定として、景観法第六十六条第一項から第三項まで及び第五項、景観法施行令第二十三条第二号（同令第二十五条において準用する場合を含む。）の規定を追加すること。

第四 その他所要の改正を行うこと。

第五 施行期日

この政令は、景観法附則ただし書に規定する規定の施行の日（平成十七年六月一日）から施行するもの

とすること。

(附則関係)